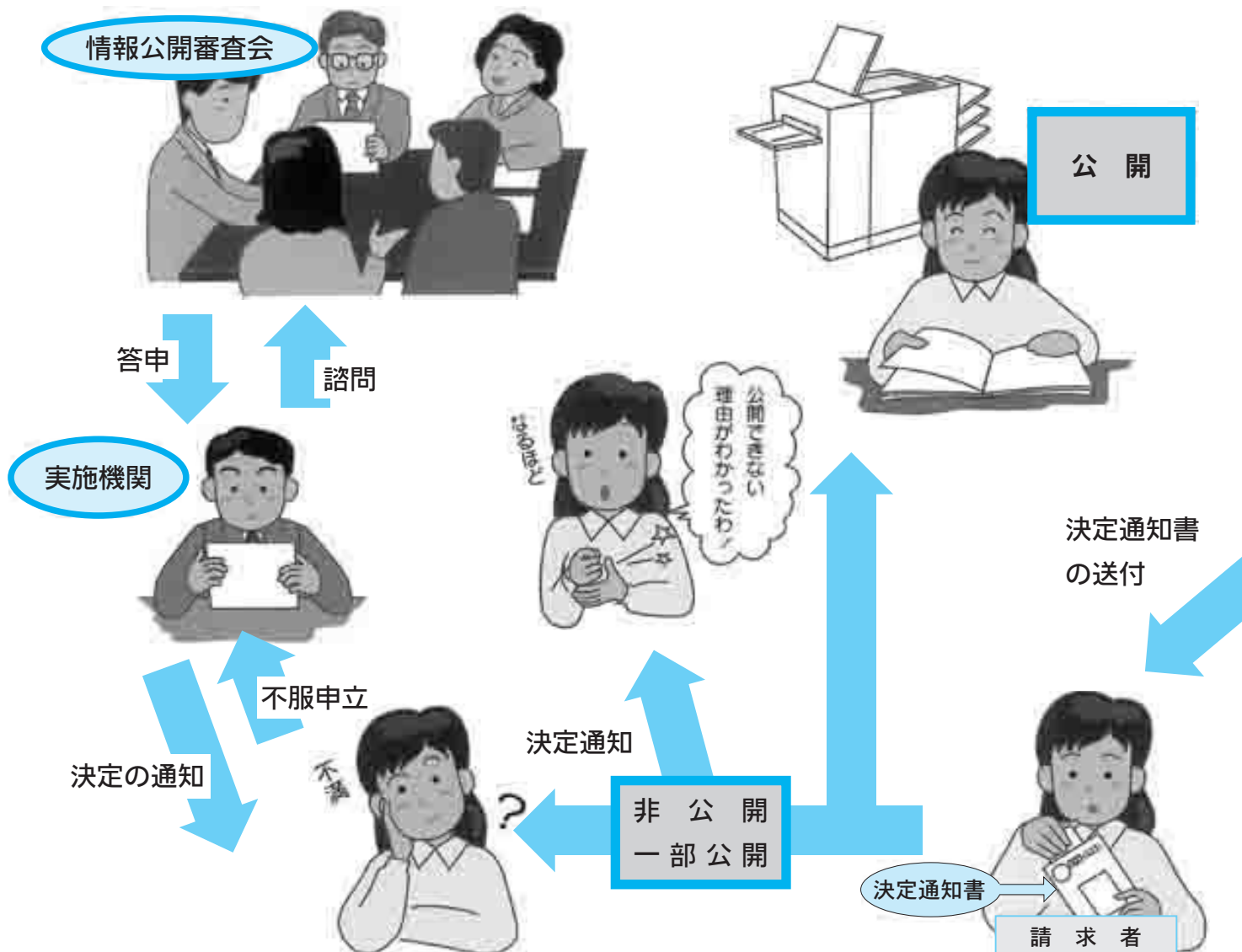




□ 公開できないことがある情報

実施機関の情報は全て公開を原則としていますが、個人のプライバシーや公共の利益を守るために、公開できない情報もあります。

□ 救済制度〈公開を拒否された場合〉

請求した情報の公開が認められず、その決定に不服がある方は、実施機関に不服申立てをすることができます。

この場合、不服申立てを受けた実施機関は、救済機関である「薩摩町情報公開審査会」に諮問（意見を求める）し、その答申を尊重して再度公開・非公開の決定をすることになります。

□ 公開・非公開の決定

公開請求を受理した日から15日以内（やむを得ない理由がある場合は30日から60日以内）に、その情報を公開するかどうかを決定し、その内容を文書でお知らせします。

□ 公開にかかる費用

情報の閲覧は無料ですが、その写しが必要なときは実費（白黒の場合1枚につき20円、カラーの場合1枚につき150円など）を負担していただきます。